

○日田市男女共同参画推進条例

平成 21 年 9 月 28 日

条例第 41 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進のための基本的施策(第 9 条―第 16 条)

第 3 章 苦情及び救済の申出の処理(第 17 条―第 30 条)

第 4 章 日田市男女共同参画審議会(第 31 条・第 32 条)

第 5 章 雑則(第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項並びに苦情及び救済の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し、家族の一員として相互に協力し、社会の支援の下に、当該活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことを考慮し、教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会の形成の推進のための施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行

うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、その事業又は活動を行うに当たっては、その雇用する者の雇用上の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、仕事と生活とを両立できる環境を整備するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 7 条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第 8 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画の推進のための基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 9 条 市は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、日田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市は、毎年度、男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市における政策の立案及び決定の過程への男女共同参画の推進)

第 10 条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進を図るため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準

ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の理解を深めるための啓発活動等)

第 11 条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等に努めるものとする。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画推進教育の充実)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(仕事と生活との両立への支援)

第 13 条 市は、男女が共に、仕事並びに子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び地域等における活動との両立を可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第 14 条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進体制の整備)

第 15 条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

(相談への対応)

第 16 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害に関し、市民又は事業者等から相談があったときは、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 苦情及び救済の申出の処理

(男女共同参画推進委員の設置)

第 17 条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として日田市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

- 2 推進委員の定数は、3 人以内とする。
- 3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員のすべてが、男女のいずれか一方によって占められてはならない。
- 4 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項を決定するとき、合議を要するものとする。

5 推進委員の任期は、3年とする。

6 推進委員は、再任されることができる。ただし、推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市、市民又は事業者等から性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害による被害を受けた者についての救済の申出をすることができる。

(苦情等の申出の手続)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、書面により行われなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第20条 苦情等の申出が、次に掲げる事項であるときは、第18条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 裁判所において係争中の事案又は判決等により確定した事案に関する事項

(2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案又は不服申立てに対する裁決等により確定した事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条に規定する紛争の解決の援助を求めた事案
その他法令等の規定による紛争の解決の援助等を求めた事案に関する事項

(4) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(5) 推進委員が行った苦情等の申出の処理内容に関する事項

(6) 救済の申出の場合にあっては、当該申出に係る人権侵害による被害を受けた日から1年を経過している事案に関する事項。ただし、その間に当該申出をしなかったことについて、正当な理由があると推進委員が認める場合を除く。

(7) 人権侵害による被害を受けた者以外の者からの救済の申出があった事項であって、当該被害を受けた者からの同意を得られないもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人(救済の申出をした者と人権侵害による被害を受けた者が異なる場合にあつては、それぞれの者。以

下同じ。)に対し、理由を付した書面により、その旨を通知しなければならない。

(調査の実施等)

第 21 条 推進委員は、苦情等の申出があった場合において、前条第 1 項各号の規定に該当しないと認めるときは、調査の対象となるものから同意を得た上で、事情聴取、関係資料の請求、実地調査等必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の場合において、推進委員は、調査の対象となるものに対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 市は、正当な理由がある場合を除き、調査を拒んではならない。
- 4 市民及び事業者等は、調査に協力するよう努めなければならない。

(処理の中止等)

第 22 条 推進委員は、調査を開始した後において、次の各号のいずれかに該当するときは、処理を中止し、又は終了することができる。

- (1) 第 20 条第 1 項各号に掲げる事項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、処理を継続することが適当でないと推進委員が認めるとき。
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人及び調査の対象となったものに対し、理由を付した書面により、その旨を通知しなければならない。
(市に係る苦情等の申出の処理)

第 23 条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 市が実施する施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
 - (2) 法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市が実施する施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を直ちにとることができないと推進委員が認めるときは、制度改善のための意見の表明を行うこと。
- 2 前項の規定による勧告及び意見の表明は、推進委員の合議を要し、かつ、救済の申出に係るものについては、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。
 - 3 市の機関は、推進委員から第 1 項の規定による勧告を受け、又は意見が表明されたときは、当該勧告又は意見を尊重しなければならない。

4 推進委員は、必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による勧告に対して市の機関がとった措置について、期限を定めて報告を求めることができる。

5 推進委員は、第1項の規定による勧告若しくは意見の表明を行い、又は前項の規定による報告を受けたときは、これを公表することができる。この場合において、救済の申出に係るものについては、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(市に係るもの以外の救済の申出の処理)

第24条 推進委員は、救済の申出(市に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害による被害を受けた者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な助言その他の支援を行うこと。

(2) 前号の規定による支援を行った場合において、人権侵害に係る状況が改善されていないと認めるときは、人権侵害による被害を与えたとされるもの(以下「相手方」という。)に対し、当該人権侵害に係る状況の改善を求めるための意見の表明を行うこと。

(3) 前号の規定による意見の表明を行った場合において、人権侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認めるときは、相手方に対し、当該人権侵害に係る状況を是正するための措置をとるべき旨を要請すること。

2 推進委員は、前項第3号の規定により相手方に是正を要請した場合において、当該相手方が正当な理由がなく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。

3 第1項の規定による意見の表明及び是正の要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議を要し、かつ、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

4 市長は、推進委員から第2項の規定による報告及び公表の求めがあった場合において、重大な人権侵害を生じさせると認めるときは、その状況について必要な事項を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該公表に係る相手方又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(処理の経過及び結果の通知)

第25条 推進委員は、苦情等の申出の処理において、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情等の申出人に対して、その旨を通知するものとする。

- (1) 第 23 条第 1 項第 1 号の規定による勧告を行ったとき又は同条第 5 項の規定による報告を受けたとき。
- (2) 第 23 条第 1 項第 2 号の規定による意見の表明を行ったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定による意見の表明を行ったとき又は是正を要請したとき。
- (4) 前条第 2 項の規定による公表を求めたとき又は同条第 5 項の規定による通知があったとき。

(職務の遂行)

第 26 条 推進委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 推進委員は、その職務の公平かつ適正な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出の処理にかかわることができない。

(兼職の禁止)

第 27 条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

- 2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員、推進委員の公平かつ適正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。
- 3 推進委員は、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

(解職)

第 28 条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき又は推進委員に職務上の義務違反その他推進委員としてふさわしくない行為があると認められるときは、解職することができる。

(守秘義務)

第 29 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関等との連携)

第 30 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 日田市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第 31 条 市は、男女共同参画基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項についての調査審議等を行うため、市長の附属機関として日田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画基本計画の策定又は変更について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画基本計画の実施状況に関する内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(審議会の組織等)

第 32 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、審議会の委員の一部については、公募によるものとする。
- 3 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の委員は、再任されることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている日田市男女共同参画基本計画については、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画基本計画とみなす。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 167 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略